

申 請

令和6年4月9日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

新潟県知事 花角 英世

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和3年10月26日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

**1 次に掲げる品目について、出荷制限を一部解除すること**

新潟県新発田市において捕獲されたくまの肉のうち、県の管理下において、放射性物質検査を実施し、基準値を超えないくまの肉

**2 一部解除を申請する理由**

制限地域のうち新発田市における出荷・検査体制が整ったため  
(別添「出荷・検査方針」のとおり。)

## 出荷・検査方針

### 1 ツキノワグマ肉の放射性物質検査

- (1) 食肉加工を目的として、上越市、十日町市、南魚沼市、糸魚川市又は新発田市（以下「捕獲地の市」という。）で捕獲され、上越市内の「柿崎ブーシェリー」、十日町市内の「雪国 Base」、南魚沼市内の「じび栄」、糸魚川市内の「惣右エ門」又は新発田市内の「ジビエやなぎ」（以下「食肉処理施設」という。）が受け入れたツキノワグマ（以下「クマ」という。）については、新潟県が自ら又は新潟県が指定する食品衛生法に基づく登録検査機関（以下「検査実施機関」という。）において、ゲルマニウム半導体検出器により全頭につき放射性物質検査（以下「検査」という。）を行う。
- (2) 検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100Bq/kg 以下の場合、当該クマ肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (3) 検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100Bq/kg を超過した場合は、食肉処理施設において当該クマ肉を廃棄する。

### 2 食肉処理施設におけるツキノワグマ個体の受入計画

- (1) 食肉処理施設は、捕獲地の市の職員立会いの下で、クマを受け入れるものとする。
- (2) 捕獲者は、食肉処理施設で処理予定のクマを捕獲した場合は、当該クマの整理番号を付し、捕獲日、捕獲場所、体重、性別、確認結果等を記録した「ツキノワグマ捕獲個体調査票」及び手順毎のチェックシート（以下「個体調査票等」という。）を作成し、捕獲地の市及び食肉処理施設にその写しを提出する。
- (3) クマ肉の効率的な検査を行うため、食肉処理施設は捕獲地の市及び新潟県と協議の上、年間の受入計画を作成する。
- (4) 食肉処理施設は、解体を行ったクマについて個体調査票等の情報を記録した「ツキノワグマ管理台帳」を作成し、その写しを捕獲地の市に提出する。
- (5) 捕獲地の市は、食肉処理施設から提出された「ツキノワグマ管理台帳」を速やかに新潟県に提出し、両方で情報を共有することで適切なクマ肉の管理を行う。

### 3 食肉処理施設における管理等

- (1) クマ個体の確認及び受入れ  
捕獲地の市の職員は、食肉処理施設に搬入されたクマについて、基本情報、異常の有無等に係る記録と個体の状況を確認し、適正に処理されていると判断した場合に個体管理番号を発行し、食肉処理施設に受け入れを指示することとする。適正でない場合、捕獲地の市の職員は、クマの適切な廃棄処分を食肉処理施設に指示するとともに、その処分状況を確認する。
- (2) クマ肉の保管・管理
  - ① 受け入れたクマは、原則として受入日に解体処理を行い、処理されたクマ肉は識別のための個体管理番号を付け保冷庫で保管する。
  - ② 検査の試料採取及び検査実施機関への持ち込み（送付を含む。）は食肉処

理施設職員が行う。

③ 食肉処理施設は、試料の検査について、捕獲地の市を通じて新潟県へ事前に連絡を行う。

④ クマ肉は検査結果が判明するまで、食肉処理施設で保管・管理を行う。

⑤ 新潟県は、検査結果及び基準への適否を捕獲地の市に通知する。検査結果が基準値以下である場合は、捕獲地の市の指示の下、食用として食肉処理施設から出荷することができる。なお、基準値を超過した場合は、捕獲地の市の職員が個体管理番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄したことを確認する。

(3) クマ肉の出荷計画

クマ肉を出荷するに当たり、食肉処理施設は全てのクマ肉について個体管理番号及び出荷先・出荷数量を管理し、これを記した「出荷・販売台帳」を作成する。また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体管理番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

(4) 検査結果通知書の発行

検査を実施したクマ肉については、新潟県が捕獲地の市を通じて食肉処理施設に対し「検査結果通知書」を発行し、随時、情報共有を図る。

#### 4 情報の提供

新潟県、捕獲地の市及び食肉処理施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、食肉処理施設が出荷・販売し流通しているクマ肉は、食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

#### 5 その他

(1) 捕獲地の市は、本方針を実施するために必要な個体調査票等に関する事項を別途定めることとする。

(2) 捕獲者及び食肉処理施設は、捕獲地の市の指導・監督の下、本方針を適切に実施する責任を負うこととする。

(3) 本方針については、令和6年4月22日から適用する。

## 新潟県出荷・検査方針新旧対照一覧表

新	旧
出荷・検査方針	出荷・検査方針
<p><b>1 ツキノワグマ肉の放射性物質検査</b></p> <p>(1) 食肉加工を目的として、<u>上越市、十日町市、南魚沼市、糸魚川市又は新発田市</u>（以下「捕獲地の市」という。）で捕獲され、<u>上越市内の「柿崎ブーシェリー」、十日町市内の「雪国 Base」、南魚沼市内の「じび栄」、糸魚川市内の「惣右エ門」又は新発田市内の「ジビエやなぎ</u>」（以下「食肉処理施設」という。）が受け入れたツキノワグマ（以下「クマ」という。）については、新潟県が自ら又は新潟県が指定する食品衛生法に基づく登録検査機関（以下「検査実施機関」という。）において、ゲルマニウム半導体検出器により全頭につき放射性物質検査（以下「検査」という。）を行う。</p> <p><b>2～5 (2) 略</b></p> <p>(3) 本方針については、<u>令和6年4月22日</u>から適用する。</p>	<p><b>1 ツキノワグマ肉の放射性物質検査</b></p> <p>(1) 食肉加工を目的として、<u>上越市、十日町市、南魚沼市又は糸魚川市</u>（以下「捕獲地の市」という。）で捕獲され、<u>上越市内の「柿崎ブーシェリー」、十日町市内の「雪国 Base」、南魚沼市内の「じび栄」又は糸魚川市内の「惣右エ門</u>」（以下「食肉処理施設」という。）が受け入れたツキノワグマ（以下「クマ」という。）については、新潟県が自ら又は新潟県が指定する食品衛生法に基づく登録検査機関（以下「検査実施機関」という。）において、ゲルマニウム半導体検出器により全頭につき放射性物質検査（以下「検査」という。）を行う。</p> <p><b>2～5 (2) 略</b></p> <p>(3) 本方針については、<u>令和3年9月24日</u>から適用する。</p>